

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月2日
【会社名】	オリックス株式会社
【英訳名】	ORIX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 宮内 義彦 代表執行役 井上 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
【電話番号】	03(3435)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 雲嶋 寧彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
【電話番号】	03(3435)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 雲嶋 寧彦
【縦覧に供する場所】	オリックス株式会社 大阪本社 (大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、Robeco Groep N.V.の発行済株式総数の約90%を取得し子会社化することを決定したことにつき、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成25年2月19日に臨時報告書を提出いたしましたが、当社が平成25年7月1日付で当該子会社化を実行したこと等に伴い、その記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

1. 取得対象子会社に関する事項
3. 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

3【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

2【報告内容】

1. 取得対象子会社に関する事項

(訂正前)

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産(資本)の額、総資産の額及び事業の内容

(前略)

(注) 1 Robecoは、国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成し、同社単体の財務諸表は作成しておらず、また、買収対象事業に限定した財務諸表を作成していないため(Robecoは、その連結子会社であるRobeco Direct N.V.の全保有株式を、本件株式の譲渡の実行に先立ち、Rabobankに譲渡する予定です。)、純資産(資本)の額及び総資産の額をRobecoグループ全体の連結ベースで記載しています。

(後略)

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高(収益)、営業利益及び純利益

(前略)

(注) Robecoは、国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成し、同社単体の財務諸表は作成しておらず、また、経常利益を算出していないため、売上高(収益)、営業利益(又は営業損失)及び純利益(又は純損失)を連結ベースで記載しています。なお、Robecoは、買収対象事業に限定した財務諸表を作成していないため(Robecoは、その連結子会社であるRobeco Direct N.V.の全保有株式を、本件株式の譲渡の実行に先立ち、Rabobankに譲渡する予定です。)、Robecoグループ全体の連結ベースの数値を記載しています。

(後略)

(訂正後)

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産(資本)の額、総資産の額及び事業の内容

(前略)

(注) 1 Robecoは、国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成し、同社単体の財務諸表は作成しておらず、また、買収対象事業に限定した財務諸表を作成していないため(Robecoは、その連結子会社であるRobeco Direct N.V.の全保有株式を、本件株式の譲渡の実行に先立ち、Rabobankに譲渡する予定でしたが、当該株式譲渡に代えて、会社分割等の手法により、Robeco Direct N.V.の主要事業である銀行業務(これに要する資産及び負債を含みます。))を新設した法人(RD B.V.)に移管承継させ、当該法人の全株式を平成25年6月21日付でRabobankに譲渡しております。)、純資産(資本)の額及び総資産の額をRobecoグループ全体の連結ベースで記載しています。

(後略)

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高(収益)、営業利益及び純利益

(前略)

(注) Robecoは、国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成し、同社単体の財務諸表は作成しておらず、また、経常利益を算出していないため、売上高(収益)、営業利益(又は営業損失)及び純利益(又は純損失)を連結ベースで記載しています。なお、Robecoは、買収対象事業に限定した財務諸表を作成していないため(Robecoは、その連結子会社であるRobeco Direct N.V.の全保有株式を、本件株式の譲渡の実行に先立ち、Rabobankに譲渡する予定でしたが、当該株式譲渡に代えて、会社分割等の手法により、Robeco Direct N.V.の主要事業である銀行業務(これに要する資産及び負債を含みます。)を新設した法人(RD B.V.)に移管承継させ、当該法人の全株式を平成25年6月21日付でRabobankに譲渡しております。)、Robecoグループ全体の連結ベースの数値を記載しています。

(後略)

3. 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

(訂正前)

本件株式の取得価額総額については、当社とRabobankとの間の株式売買契約(以下「本件株式売買契約」といいます。)の締結日である本日現在、1,935,000,142ユーロ(240,191,567,626円)と算定しています。ただし、当該価額は、本件株式の譲渡実行日の属する月の前月末日におけるRobecoの財務状況の予想値及び実績値に応じて調整される予定です。

また、本件取引に関しては、本件株式売買契約にて、本件取引完了後の2013年度から2015年度までの各事業年度におけるRobecoの特定の子会社の一定の資産運用に関する業績に応じた追加代金を現金にて支払うことについて合意します。

なお、本件取引の実行については、競争法又はその他の法規制上の許認可等が必要となる国又は地域において競争当局又はその他の規制当局の許認可等の取得手続き(オランダ、ドバイ、フランス、香港、インド、ルクセンブルク、スイス及び米国における手続きが予定されています。)を履践することが必要になると想定されるところ、当該許認可等が取得され、(待機期間がある場合には)待機期間が経過するまでは本件取引の実行ができません。これらの手続きに要する期間は4カ月から5カ月程度を見込んでいますが、本日時点ではこれらの手続きの終了時期は確定できません。かかる期間等を考慮して、本件株式の譲渡の実行については、本日現在、平成25年8月上旬を予定しています。また、今後、本件取引の取引主体が当社子会社等に変更される可能性があります。

(後略)

(訂正後)

本件株式の取得価額総額は、当社とRabobankとの間の株式売買契約(その後の変更契約を含みます。以下「本件株式売買契約」といいます。)に従い平成25年6月30日におけるRobecoの財務状況の予想値に応じて調整された結果、1,937,741,742ユーロ(250,724,403,997円、1ユーロ=129.39円の換算率(平成25年7月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値)で換算)となりました。ただし、当該価額は、平成25年6月30日におけるRobecoの財務状況の実績値に応じて今後調整される場合があります。

また、本件取引に関しては、本件株式売買契約にて、本件取引完了後の2013年度から2015年度までの各事業年度におけるRobecoの特定の子会社の一定の資産運用に関する業績に応じた追加代金を現金にて支払うことについて合意しています。

本件取引の実行については、競争法又はその他の法規制上の許認可等が必要となる国又は地域において競争当局又はその他の規制当局の許認可等の取得手続きを履践することが必要であったところ、当該許認可等の取得手続きが当初の想定よりも早く履践された等の理由により、当初予定していた平成25年8月上旬ではなく、平成25年7月1日付でRobecoの子会社化が完了しております。

(後略)

以上